

Title	手形金額の記載における「文字」と「数字」
Sub Title	On the sum payable by a promissory note denoted by the "Words"
Author	倉澤, 康一郎(Kurasawa, Yasuichiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1987
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.60, No.12 (1987. 12) ,p.45- 60
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	高鳥正夫教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19871228-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

手形金額の記載における「文字」と「数字」

倉澤康一郎

- 一 問題の所在
- 二 最判昭和六一年七月一〇日
- 三 手形法六条の構造
- 四 重複記載に関する法制の変遷
- 五 統一法とわが国の文化
- 六 「零の発見」——結語

一 問題の所在

手形行為は法律行為であるから、それが効力を発生するためには、その目的が確定していなければならない。法律行為の目的は、意思自治の原理にもとづき、行為者の意思表示における効果意思の内容によって定まることになるが、転輾流通すべき手形上の権利の内容は取引の安全のために定型化される必要があるから、手形上の権利の発生・変動

の要件たる手形行為については、その目的もまた定型化されざるを得ない。手形が厳格な要式証券とされ、したがって手形行為が厳格な要式行為とされるのは、目的の定型化によって手形取引の安全をはかろうとすることによるのである。

手形行為の厳格な要式性は、基本手形における必要的記載事項の法定のほか、それ以外の記載の効力をも原則的に法定することに及んでいる（有益の記載事項…手四条・五条一項前段・九条二項前段・一一条二項等、無益的記載事項…手五条一項後段・同二項後段・九条二項後段等、有害的記載事項…手三三条二項等）。それらの規定によって効力の認められた記載事項は、法的にその手形上の意思表示の内容となる。したがって、手形上に記載された要件および有益の記載事項の中に多義的で不確定なものがあれば、その手形に関してなされた手形行為はすべて無効となるはずである。

ただし、手形法は、特定の場合に、多義的で不確定な記載につき、手形行為の効力を救済する規定を置いている。すなわち、ほんらい多義的で不確定な記載の意味を、法律上一義的に確定させているのである。手形法六条がまさにその場合であって、手形金額の重複記載につき、文字で記載された金額と数字で記載されたそれとの間に差異があるときは、文字で記載されたものを手形金額とし、また、文字同士もしくは数字同士で重複的に記載された金額相互間に差異があるときは、最小金額を手形金額とするものと定めて、手形行為の目的を確定させている。

このような手形法六条の救済規定に関して、問題になるのは、まず第一に、わが国において、「金額ヲ文字ヲ以テ記載シタル場合」とはいかなる場合をいうのかという点であり、第二に、「其ノ金額ニ差異アルトキ」とはいかなる場合をいうのかという点である。というのは、前者については、わが国は金額をあらわすのに文字をもってするという文化をもっていないからであり、後者については、法律行為の目的の確定とはその一義的な解釈にほかならないが、そもそも手形金額の記載が多義的であるか否かということ自体が、その記載の解釈の結果として定まるものだからである。

近時、この点に関連してきわめて興味のある最高裁判例があいついで出された。一つは、まさに手形金額の重複記載の効力が問題になったケースについての、昭和六一年七月一〇日の第一小法廷判決⁽¹⁾であり、他の一つは、直接に重複記載とは関係がないが、文字優先主義の根拠ないしは妥当性に関連する、昭和五四年九月六日の第一小法廷判決⁽²⁾である。

(1) 民集四〇卷五号九二五頁。

(2) 民集三三卷五号六三〇頁。

二 最判昭和六一年七月一〇日

昭和六一年判決は次のような事案に関するものである。おそらく一〇〇万円の原因関係の支払のためにYがA宛に振り出した約束手形が、Aの白地式裏書によって流通し、現にXの所持するところとなっている。ところで、この手形の金額欄には「壹百円」という記載があるが、その右上段に「¥1,000,000」という記載があり、さらに、一〇〇万円の収入印紙(手形金額一〇〇万円の印紙税に相当が貼付されている。XのYに対する一〇〇万円の手形金請求訴訟に対して、第一審(岐阜地判昭和五六年一月一〇日)⁽³⁾は、本件手形は文字と数字とによる重複記載がある場合にあたると認め、さらに、「壹百円」を文字による金額の記載であるとして、手形法六条一項により本件手形金額は一〇〇円であると判示した。これに対して、控訴審(名古屋高判昭和五七年七月二九日)⁽⁴⁾は、まず、本件手形上の「壹百円」という記載につき、「数字は数を表わす文字であるから、漢数字も数字であり、本件手形は金額を文字及び数字をもって記載した場合に該当しない」と判示したうえで、「手形法六条二項は、金額が不確定のため手形が無効となることを防ぐ目的で、最小金額を手形金額とする旨を規定している。しかし、手形の外観(印紙税法二条による貼用印紙額を含む)。

自体から数字による重複記載のいずれか一方が他方の誤記であることが明らかである場合には、金額不確定のため手形が無効となることはあり得ないので、右手形法六条二項の規定の適用はないと解するのが相当である。本件手形に漢数字で記載された金額一〇〇円は、手形金額として存在しえないわけではないが、本件手形の振出日である昭和五年四月二八日当時の貨幣価値からして右金額の手形が振出されることは経験則上ほとんどありえないと推断されるばかりでなく、昭和五六年法律一〇号による改正前の印紙税法二条によると、右振出日当時手形金額が一〇万円未満の手形は非課税であり、一〇〇万円以下のものの印紙税額は一〇〇円であったから、振出人が金額一〇〇円の手形に一〇〇円の収入印紙を貼付して振出すことは一般常識上ありえないといふべきである。そうだとすると本件手形の漢数字による金額の記載には『壹百』の字と『円』の字の間に『万』の字が脱漏していること、すなわち、漢数字によって記載された金額は算用数字によって記載された金額の誤記であることが明らかである」として、第一審判決を變更し、Xの請求を認容した。そこでYが上告したところ、最高裁第一小法廷は以下のように判示して、原判決を破棄・自判した。

(一) まず、原審の確定した前記事実関係によれば、本件手形の『壹百円』という記載は、手形法六条一項にいう『金額ヲ文字ヲ以テ記載シタル場合』に当たるものと解すべきである。けだし、同条項において文字による記載を数字による記載に比し重視しているのは、前者が後者よりも慎重にされ、かつ、変造も困難であるからであると解されるところ、前示の『壹百円』という記載は右のような文字による記載の趣旨に適った記載方法であるといふことができるのであり、また、このような記載が文字による記載に当たるものと解しないと、仮名文字による記載が現実的でないことに鑑み、同条項の対象とする文字による記載があるにないことに帰し、不合理だからである。

(二) 次に、原審の確定した前記事実関係のもとにおいて、本件手形上に記載された手形金額については、同条項を適用して右金額を一〇〇円と解するのが相当である。思うに、同条項は、最も単純明快であるべき手形金額につき重複記載がされ、これらに差異がある場合について、手形そのものが無効となることを防ぐとともに、右記載の差異に関する取扱いを法定し、もって手

形取引の安全性・迅速性を確保するために設けられた強行規定であり、その趣旨は、手形上の関係については手形の性質に鑑み文字で記載された金額により形式的に割り切った画一的な処理をさせ、実質関係については手形外の関係として処理させることとしたものと解すべきであるところ、原判示のように、一〇〇円という小額の手形が振出されることが当時の貨幣価値からしてほとんどありえないこと及び本件手形に貼付された収入印紙が一〇〇円であることを理由として、本件手形における文字による金額記載を、経験則によって、算用数字により記載された一〇〇万円の明白な誤記であると目することは、手形の各所持人に対し流通中の手形について右のような判断を要求することになるが、かかる解釈は、その判定基準がいまいであるため、手形取引に要請される安全性・迅速性を害し、いたずらに一般取引界を混乱させるおそれがあるものといわなければならないからである。」

(3) 金判七五三号一〇頁。

(4) 判時一〇五一号一四二頁。

三 手形法六条の構造

本件では、「壹百円」という手形金額欄の記載について、第一にそれが文字による記載にあたるかそれとも数字による記載にあたるかという点と、第二に、それが一〇〇万円の明白な誤記であると認められるかという点との、二点が争点になっている。そして、それが右の順序で判断されているわけであるが、論理的にいえば、記載が文字によるものか数字によるものかということは、手形金額の重複記載があるものと認められる場合にはじめて問題となるものであるから、後者の方が先決問題のはずである。それにもかかわらず、本件原審・上告審を通じて、右の順序で判断がなされてきているところに、この問題の特殊性が伏在しているように筆者には思われる。

というのは、手形金額に重複記載があるか否かということは、それ自体が手形文言の外観的解釈によって定まるものであり、手形面上に金額を示す記載が併記されていたとしても、その一方が外観上誤記であることが明白であるとすれば、そこにはそもそも金額の重複記載がないということになるわけであるが、その場合の外観的解釈というのは、通常は、その記載の位置・形式・方法といったような文字どおり外観的基準によってなされるべきものである。ところが、本件手形における「壹百円」という記載は、金額欄に振出人によって明記されているものであって、右のような意味での外観的基準によれば、まさに手形金額の記載そのものと認められるべきものである。これに対して、本件原審がこれを誤記と判断しているのは、実は、記載の外形ではなくて、記載の内容を基準としているからである。

本件原審判決は、決して「壹百円」という記載だけを単独にとりあげて、これを外観上誤記であることが明白だと判示してはいない。「手形の外観（印紙税法二条による貼用印紙額を含む）自体から数字による重複記載のいずれか一方が他方の誤記であることが明らかである場合には、金額不確定のため手形が無効となることはあり得ないので、右手形法六条二項の規定の適用はないと解するのが相当」（傍点倉沢）という前提の上に立って、本件「漢数字によって記載された金額は算用数字によって記載された金額の誤記であることが明らかであるといわなければならない」ものと判示しているのである。すなわち、数字同士の重複記載の場合における最小金額優先主義に立脚した上で、それぞれの記載内容と比較・判断し、本件手形の場合の最小金額は、社会通念上他方の誤記であることが明らかなのと判示しているわけである。

手形金額の重複記載に対する救済規定としての手形法六条の中でも、一項の文字優先主義と二項の最小金額優先主義とは、それぞれよって立つ根拠を異にしている。すなわち、文字優先主義はそれぞれの記載方法という形式を根拠とするものであるのに対して、最小金額優先主義はそれぞれの記載内容という実質を根拠とするものである。文字同士または数字同士の重複記載の場合であっても、形式を根拠として手形金額を確定しようとするのであれば、記載の

位置などによって優劣を定めることも可能であるが、手形法はそれをせず、ここでは根拠そのものを変えている。その結果、手形法六条の一項と二項とは、単に法規の配列上の先後関係だけではなくて、手形記載の解釈の上でも先後関係をもつものとなっている。すなわち、同条は、手形金額に重複記載がある場合には、まず、記載が文字か数字かという形式にもとづいて判断し、つぎに、金額の大小という内容にもとづいて判断すべきものと定めているのである。

したがって、手形上に文字による金額と数字による金額との重複記載があるときには、その形式の差異にもとづき文字による金額が手形金額として確定されるのであって、その場合に、もし手形金額として確定された文字による金額の内容が社会通念上誤記であることが明白であるものと認められれば、それは、手形金額の錯誤が社会通念上明白であるということになり、基本手形が無効になるべきであって、決して、形式にもとづき手形金額ではないことが確定した数字による記載が、効力を復活すべきものではない。

本件と同様の事案に東京地裁昭和四〇年六月三〇日判決⁽⁵⁾があり、そこでは「一五〇円」という記載が文字による記載と認められ、これと「1,500,000」という数字による記載との効力が争われたが、裁判所は、「本件の場合においては文字および算用数字で記載した双方の金額を対比すれば一見して文字でした金額の記載が誤記であり、算用数字で記載した金額が振出人の意欲した手形金額であることが明瞭に推察されるのであるから、このように手形の外觀解釈だけからしても直ちに文字で記載した金額が誤りであり、算用数字で記載した金額が振出人の意欲した金額であることが明白である場合には手形法の右規定にかかわらず算用数字で記載した金額を手形金額とすべきものと解するのが相当」と判示している。ここでは、振出人の意思を「手形の外觀解釈」するにあたって、文字による金額記載と数字によるそれとが、まったく等価的に「対比」されている。手形金額の記載につきこのような「手形の外觀解釈」を行うべきものとすれば、記載が複数なされているときには、まずその金額の内容を対比して判断し、しかる後にそ

の記載の形式を判断するという事にならざるをえない。しかし、それは手形法の規制とは基本的に異なる解釈方法である。

もちろん、手形法六条の適用は手形金額の重複記載を前提とするものであり、その場合に、手形金額の重複記載があるかないかについて一種の解釈が必要であることはいうまでもない。しかしながら、手形法六条が一項において文字優先主義と二項において最小金額優先主義とを定めたということは、金額の内容についてはこれを法的に確定するという趣旨である。したがって、一通の手形面上に金額とみられる記載が複数なされていたとしても、それが欄外に記載されていたり、エンピツ書きのメモであったりする場合のように、形式上金額の記載とは認められないことが明白であれば格別、形式上金額の記載と認められるかぎり、それを手形金額の記載とするかは法的に確定する。そして、その確定された手形金額の記載について外觀解釈がなされるのであって、もしその記載が誤記であることが客観的にあきらかであれば、当該基本手形は無効と解するほかない（もつとも、法的に確定された手形金額を単独で判断したときに、それが誤記であることが客観的にあきらかであるという場合がありうるかという事は問題である。この場合に、誤記であるか否かの判断基準は、当該手形行為の具体的な実質関係ではありえないから、結局は社会通念ということになるが、むしろ、社会通念からすれば、いかなる金額であっても、手形を無効と解するよりは、これを有効と解する方が実際に即したものとはいえるであろう）。

これに対して、文字同士または数字同士で手形金額の重複記載があるものと認められるときには、金額の内容が基準となる。すなわち、この場合には、それぞれの記載につき形式上等価値の効力が認められた上で、記載の意味内容により優劣が判断されることになるわけである。したがって、この場合における手形文言の解釈は、それぞれの記載について、それが手形金額としていかなる額をあらわしているかの確定を目的とするものであるから、記載内容相互間の比較による解釈も可能である上に、文字による記載と数字による記載の重複の場合とは異なって、そこでなされ

るものは手形金額の記載を確定するための前提的判断であるから、その記載の一つが社会通念上誤記であるものと解釈されたとしても、それによって基本手形が無効となることはないものといえる。

本件原審判決は、先に挙げた昭和四〇年の東京地裁判決とは異なり、手形の金額欄に記載された「壹百円」を数字によるものと認定した上で、これをもう一つの数字による記載である「¥1,000,000」と比較し、本件「漢数字」によって記載された金額は算用数字によって記載された金額の誤記であることが明らか⁽⁷⁾なものと判示する。すなわち、本件を数字同士の重複記載の事案と解して、結果的に文字優先主義との抵触を避けているのである。

(5) 下級民集一六卷六号一一七五頁。

(6) 鈴木竹雄「手形行為の解釈」商法研究一三〇三頁以下。

四 重複記載に関する法制の変遷

一 手形上に金額を複数（通常二ヶ所）記載することは、古くから各国で行われているようである⁽⁸⁾。もちろんこれは金額の変造を防止することを目的とするものであるが、その場合に、記載相互間に差異があるときの効力については、ジュネーブ法以前にはさまざまな立法例があった⁽⁸⁾。

文字による記載と数字による記載との間に差異がある場合に、文字優先主義をとるのは、イギリス法、ドイツ法等である。ただし、イギリス法上は、文字同士・数字同士の記載相互間に差異がある場合については何の規定もなく、ただ慣習法的には、最小金額によるべきものとされているようである⁽⁹⁾。これに対して、ドイツ法は、この点をも明確に規定していた。一方、スイス法、イタリア法等は、記載の形式を問うことなく、単純に最小金額優先主義をとっていた。また、フランス法上は、手形金額の重複記載につき何らの定めもなく、すべて解釈にまかされていたが、学説

は主たる部分すなわち手形文句の中に記載された金額が優先するものと解していた。⁽¹⁰⁾

わが国の明治二三年旧商法では、重複記載に関する規定は置かれなかったが、手形要件として「為替金額但文辞ヲ以テ記載スヘシ」と定められていた。この規定を厳格に適用すれば、文字(辞)以外の記載方法で手形金額を記載しても手形要件の記載として不適法であり、基本手形が無効とされることになる。この場合、文字同士の重複記載について、リースラー自身は、「若シ為替ノ本文ニ記シタル金額ト本文外ニ記スル金額ト相違スル時ハ常ニ本文中ニ記載シタルモノニ依ラサル可カラス何トナレハ是レ契約上ノ旨趣ノ真目的ト視ルヘキモノニシテ他ハ皆ナ外部ノ理由ヨリ加記シタルモノナレハナリ」と述べている。すなわち、フランス法と同様に、手形行為の解釈として記載の位置を重視するものとしていたわけである。

これに対して、明治三二年新商法では、右の「為替金額」が「一定ノ金額」に改められるとともに、「文辞ヲ以テ記載スヘシ」という但し書は削除された。その理由につき、修正案理由書は、「外国ニ於テハ文字ト数字トノ區別アリ従テ此規定ノ適用ヲ見ルモ我国ニ於テハ文字ト数字トノ區別ナク従テ規定ヲ適用スヘキ場合ナシ若シ強井テ之ヲ適用セントセハ其所謂文辞トハ壹貳參等多格ノ文字ヲ指スモノト解釈スルノ外ナシト雖モ此ノ如キハ到底實際ニ行ハルヘキ所ニアラサレハナリ」という。そして、これとは別個に四三三条の規定を新設して、「為替手形ノ主タル部分ニ記載シタル金額カ他ノ部分ニ記載シタル金額ト異ナルトキハ主タル部分ニ記載シタル金額ヲ以テ手形金額トス」と定めた。この規定の新設理由は、本稿における問題検討の展開に密接な関係を有するので、少し長くなるが、その全文を引用して置くこととする。

「本条ハ現行商法中ニ存セサル所ナリ抑モ外国ノ實際ニ於テハ為替手形ニ金額ヲ記載スルニ当リテ文字ヲ以テスルノ外別ニ数字ヲ以テ之ヲ複記シ不正ノ改削ヲ防クコトハ古来ヨリ行ハルル所ニシテ或ハ法律ニ依リ或ハ慣習ニ依リ複記ヲ必要トシ而シテ文字ヲ以テ記載シタル金額ト数字ヲ以テ記載シタル金額ト相違スルトキハ前者ニ依リ文字ヲ以テ記載シタル金額互ニ相違シ又ハ数字

ヲ以テ記載シタル金額互ニ相違スルトキハ其中最モ少キ額ニ依ルヘキモノト為スヲ通例トス然ルニ我國ニ於テハ文字ト数字トノ別ナク從テ此ノ如キ例ヲ存セスト雖モ近來文字ヲ以テスル外略字又ハ亜刺比亜数字ヲ以テ金額ヲ複記スル者漸次増加セリ一方ニ於テハ既ニ此ノ如キ慣例アリ他方ニ於テハ文字ヲ以テ金額ヲ複記スル者ナキニアラサルヲ以テ為替手形ニ記載シタル金額ノ一致セサル場合ニ処スルノ方法ヲ明文ヲ以テ定ムルノ必要アリ是レ新ニ本条ヲ設ケテ為替手形ニ記載シタル金額カ互ニ相違スルトキハ主タル部分ニ記載シタル金額ニ依ルヘキモノト為シ而シテ何レヲ以テ主タル部分ト為シ何レヲ以テ從タル部分ト為スヘキカハ之ヲ事実上ノ認定ニ一任シタル所以ナリ⁽¹³⁾

これによれば、明治三二年新商法の立法者は、手形金額の重複記載の効力につき、諸外国では文字優先主義を原則とするのが通例であるということをも十分に認識しながらも、わが国には文字と数字の区別がない——より正確には、文字を以て数を表記するという文化がない——ことから、主たる部分に記載した金額に優先的効力を認める立場をとるに至ったということがわかる。つまり、この時点では、文字優先主義はわが国には適用の余地がないものと考えられていたのである。

そして、さらに重要な点は、文字優先主義によれば、記載の効力はその形式にもとづいて法定的に確定されるが、主たる部分の記載を優先するという立場は、特に、西欧諸国のようにあらゆる要件を一連の手形文句の中に包含着て、文章的に手形要件を記載するという慣行⁽¹⁴⁾をもたないわが国においては、これを振出人の通常の意味の解釈という事実認定の問題とすることである。つまり、この新商法の規定は、手形金額の重複記載がある場合に、これを法的に確定するという機能をもつものではなくて、手形記載の解釈の指針を示すという機能をもつにとどまるものである。したがって、記載の効力のあり方の点では、結局旧商法下の場合と同様の結果となる。

(7) Baumbach - Hefermehl, Wechselgesetz und Scheckgesetz, 12. Aufl., 1978, S. 95 Anm. 2. 山下真弘「差異ある手形金額の重複記載の効力」島大法学二七卷一号五一頁。

(8) 毛戸勝元・改訂統一手形法論六二頁以下参照。

- (9) 大野義昌・英国手形法要論三一頁。
- (10) Lyon-Caen et Renault, *Traité de droit commercial*, 4^e éd., 1907, t. IV, n° 80 note 2.
- (11) ロエスレル氏起稿・商法草案下巻(司法省版) 二八七頁。
- (12) 商法修正案理由書(博文館版) 第四編一七頁。
- (13) 同書一九頁。
- (14) ジュネーブ法がこのような慣行を踏まえて成立している点を指摘するものとして、小橋一郎「判批」判評三三七号(判時一二二八号)二〇八頁。

五 統一法とわが国の文化

一九三〇年のジュネーブ統一法は、文字 (*lettre, word*) による手形金額の記載と数字 (*chiffre, figure*) によるそれとの間に差異があるときは文字が優先し、文字同士または数字同士に差異があるときは最小金額が優先する旨を定め、ジュネーブ条約に加盟したわが国は、昭和七年の手形法でこれを採用したわけであるが、右に見たように、文字優先主義は、明治三十二年新商法の立法者が、わが国には文字と数字の区別がないという理由によって、その適用の余地がないと考えた法制であった。

このような法制をわが国の現行法として採り入れた場合に、金額を文字をもって記載するという文化をもたないわが国では、文字優先主義を適用する余地はないと解釈することも論理的には可能である。「壹百円」は漢字であるから、その記載は数字による記載であって、文字によるものではないとする本件原審裁判所の立場は、結局、そのような解釈に行きつかざるをえない。

しかし、一方で、国是としてジュネーブ条約に加盟し、これを現行法として採用しながら、他方で、文言の意味の

みにこだわり、事実上これを死文化したものと解釈することは、文字どおりの概念法学に墮することであって、決して正しい法解釈の態度ではない。要は、ジュネーブ法の立法趣旨が、わが国の文化の中ではどのように生かしうるかを探ることである。

ジュネーブ法六条が、一項で文字優先主義をとり、二項で最小金額優先主義をとっているということの根本的な精神は、手形金額につき重複記載がある場合をすべて一様に扱うのではなくて、二つの類型に分けそれぞれを区別して扱うというところにある。すなわち、同じように重複記載があるときであっても、記載相互間に形式的な差異があるときは、その形式によって優劣を定め、形式的な差異がないときにはじめて実質的な金額によって優劣を定めるものとしているのである。

そこで、これをわが国の法制として採用した場合には、単に「文字」および「数字」の概念にたよるだけではなくて、手形取引の實際上、金額の記載方法に、形式上効力に優劣を認めうるような類型的差異があるかどうかを考察しなければならぬ。その場合、形式上効力に優劣を認めうるか否かの判断基準は、ジュネーブ法の立法趣旨にのっとり、記載の慎重性および変造の難易¹⁵⁾の程度である。

従来、わが国では、手形金額欄に漢数字でタテ書に金額を記載し、その下にアラビア数字でヨコ書に複記するのが通例になっていた。このような慣行の下では、手形当事者の意識の中でも、記載の形式上漢数字による記載の方がより重視されていたことはあきらかである。これに対して、昭和四〇年に採用された銀行協会の統一手形用紙では、記載形式そのものがヨコ書になっており、同時に定められた約束手形用法の四条は、その二項で、金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭に〒を、その終りには※★などの終止符を印字し、文字による複記はしないことを定め、次にその三項で、文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、貳、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入することと定

めた。チェックライターによる記載は、金額を手形の紙面上にあらわすものではなく、紙質に打ち込むものであるから、その変造は物理的に困難である。その結果、統一手形用紙制度の普及により、「チェックライター（による数字）優先主義」が慣習的に認められるに至ったものともいわれる⁽¹⁵⁾。

しかしながら、まさにそのような状況の中で、昭和五四年九月六日の最高裁判決の事案は起こったのである。これは、約束手形の振出人が金額欄に百五十拾万円と記載すべきところを、チェックライターの打ちまちがえによってゼロを一つ余計に加えてしまい、しかも、コンマの位置（＄1,500,000）のために受取人もこれを百五十拾万円の手形と誤って受取り、流通に置かれた後、所持人が裏書人に対して千五百万円を請求したというケースである。最高裁は、「手形の裏書は、裏書人が手形であることを認識してその裏書人欄に署名又は記名捺印した以上、裏書としては有効に成立するのであって、裏書人は、錯誤その他の事情によって手形債務負担の具体的意思がなかった場合でも、手形の記載内容に応じた償還義務の負担を免れることはできない」と判示したが、これはアラビア数字だから起こりえた事件であって、「百五十拾万円」と記載すべきところを「千五百万円」と誤記することは考えられないし、まして受取人がこれを百五十拾万円と誤解して受取るということはありえないものといえよう。

この事案は、金額の重複記載の場合における文字優先主義が、その客観的理由すなわち変造防止よりも、その主観的理由すなわち慎重記載の点により重要性を置くものであることを示すとともに、この場合の「文字」および「数字」の解釈についても、重要な契機をあたえるものと筆者には思える。

(15) 龍田節「手形要件」手形法小切手法講座2二七頁。

(16) 高窪利一・現代手形小切手法三六頁。

六 「零の発見」——結語

手形法六条一項の「文字」および「数字」の意義については、解釈が多岐に分れている。本件事例の「壹百円」を文字、「¥1,000,000—」を数字と解することについては、学説上は異論はないようであるが、「金10万円」を文字と解するもの⁽¹⁷⁾、「5万8千円」を数字と解するもの⁽¹⁸⁾、「1〇〇円」を数字と解するもの⁽¹⁹⁾、アラビア数字以外をすべて文字と解するもの⁽²⁰⁾など、具体例については解釈はまちまちである。

筆者自身は、すでに、「壹、貳、参……、one, two, three……」が文字であり、「一、二、三……、1、2、3……」が数字である旨を述べているが⁽²¹⁾、これだけでは説明が不十分である。また、具体例としても、むしろ、「拾(十)、百、千、……、ten, hundred, thousand……」を文字の例とし、「1〇、1〇〇、1〇〇〇……、10, 100, 1000……」を数字の例として挙げる方がより適切であったものと思われる。

吉田洋一氏は、その不朽の名著「零の発見——数学の生ひ立ち——」の中で、次のように述べられる。「インド式の記数法に於ては、例へば二万七千五百二十九は之を二十七五二九と書く。こゝに2といふ文字が二度現れるが、その中の一つは二万を表し他は二十を表す。即ち、同じ文字がその書かれた場所の如何によつて異なる数を表し得る仕組になつてゐるのである。これは言葉を換へていへば、我々の記数法は『位取り』による記数法であるといふことにほかならない。(中略)この0を書く位はとりもなほさず算盤でいへば珠を動かさずに下ろした儘しておくに當たる訳で、何かかういふ空位を表す記号なしには位取り記数法が成り立たないことは今見た所から明らかであらう。即ち、0こそは実にインド式記数法の核心なのである。」⁽²²⁾と。

「文字か数字か」の問題の核心もまた、そこにある。つまり、慎重記載と変造防止というジュネーブ法の立法趣旨は、ゼロを加えることによつて「位取り」が変わる数字よりも、語の構成を変えないかぎりその表わす数が変わらない文

字の方に、形式上の優越性を認めているわけである。したがって、これを文字によって数を表わすという文化をもたないわが国に適用するにあたっては、「文字」および「数字」の概念ではなくて、「ゼロを加えることにより『位取り』」が変わる表記方法か否か」という点を基準として、変わるものを「数字」、変わらないものを「文字」と解釈すれば、右のジュネーブ法の立法趣旨に適した法制であるということにならう。

昭和五四年の最高裁判決の事案は、このような解釈の妥当性を実際に示したものであると思われる。

- (17) 大隅健一郎Ⅱ河本一郎・注釈手形法小切手法三六頁。
- (18) 黒田清彦「判批」金判七五九号四六頁。
- (19) 伊沢孝平・手形法小切手法三〇〇頁。
- (20) 小橋・前掲二〇九頁。なお、文字を必ずしも「壹、貳、参……」の使用に限定する必要はないとするものとして、山下真弘「判例解説」ジュリ昭六一重判一〇五頁。
- (21) 倉澤康一郎Ⅱ齊藤武Ⅱ田辺光政Ⅱ木内宜彦・注釈手形法小切手法二三頁。
- (22) 吉田洋一・零の発見九頁以下。